「京の飲食」安全対策向上事業　要件確認フローチャート

京都府内の食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗（飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）、遊興施設（バー・カラオケボックス等））及びカラオケ店（以下「対象施設」という。）を運営している企業・団体、個人事業主ですか？

いいえ → 本事業への申請はできません

はい ↓

「CO2濃度モニタリング協力店」の登録基準（チェックリスト:別表4）に基づき感染防止に取り組みますか？

いいえ → 本事業への申請はできません

はい ↓

上記チェックリストを遵守の上、CO2センサーによる継続的な測定・データ提供の取組（CO2濃度モニタリング事業」に公募されますか？

いいえ → 本事業への申請はできません

はい ↓

京都府の新型コロナウイルス緊急連絡サービス「こことろ」のダウンロードができていますか？

はい ↓

いいえ → 京都府HPから「こことろ」のインストールを先にお済ませください。モニタリング開始の際の基本データ登録に必要です。

京都府のHPに掲載する「京の飲食」安全対策向上事業（Bコース）推奨機器を購入されますか？
又は、推奨機器以外のCO2センサーを購入されますか？　（※推奨機器は、京都府HPで公表しています。　http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/co2recommend.html）

推奨機器を購入する ↓

Bコースの内容で機器整備補助金及びデータ提供協力金の申請ができます。
また、データ提供の御協力後に協力金の申請ができます。

※このフローは、補助金・協力金の支給を確約するものではありません。

推奨機器以外を購入する ↓

Aコースの内容で機器整備補助金及びデータ提供協力金の申請ができます。
また、データ提供の御協力後に協力金の申請ができます。

※このフローは、補助金・協力金の支給を確約するものではありません。